

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「-モンスーンに吹かれたように- 大移動と交流のアフリカ-アジアの現代美術」は前年度から開催の展覧会である。会期終了にあわせて、既に集荷展示されている作品の中間展示替え、撤去、返却を行う必要がある。このことに関連し、借用にあたり集荷から返却完了までの全期間保険をかけて岐阜県美術館が責任を持つとする手続きを各所蔵者と交わし、作品を借用している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>作品の集荷・展示をおこなったのはヤマト運輸株式会社である。同社は出品作品取り扱いに関する特殊性を熟知している。また、各所蔵者から作品を借用するにあたり美術専用取扱業者による作品搬送及び取り扱いのもとでの一括保険に加入することで、ウォール・トゥ・ウォール、オールリスクの輸送展示、求償権放棄の条件に応じ、すでに前年度に同業務を受託している。</p> <p>借用から返却完了までの全期間、同一の美術品取り扱い業者を介して一括保険の期間延長する本業務は、同社以外には、行うことができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。